

第 529 回 愛 知 地 方 最 低 賃 金 審 議 会

令和 8 年 10 月 14 日(水) 午後 2 時 00 分～

KKR ホテル名古屋 4 階 福寿の間

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 愛知県の特定最低賃金の改正決定について

(2) その他

3 閉 会

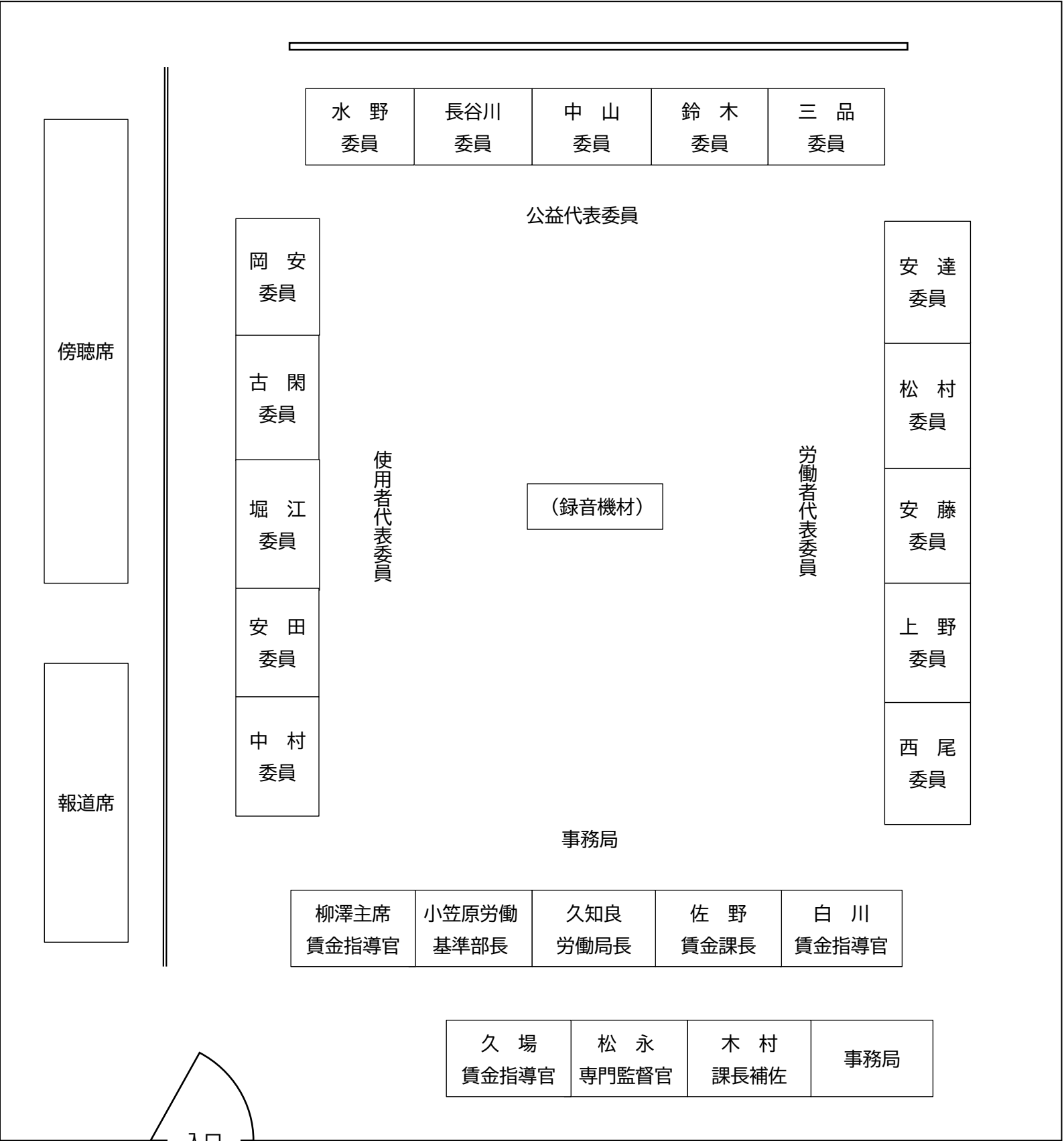
第 529 回 愛知地方最低賃金審議会 配席図



令和 8 年 10 月 14 日(水)

午後 2 時 00 分～

K K R ホテル名古屋 4 階「福寿の間」



資 料 目 次

資料№

1. 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
の改正決定に関する報告書㊤
2. 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書㊤
3. 最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和8年度版
4. 令和8年度特定最低賃金専門部会審議結果表
5. 愛知地方最低賃金審議会運営規程
6. 愛知地方最低賃金審議会検討小委員会運営規程
7. 愛知地方最低賃金審議会検討小委員会運営規程(案)



令和 8 年 10 月 8 日

愛知地方最低賃金審議会

会 長 中 山 徳 良 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
最低賃金専門部会

部会長 鈴木 進也

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年8月5日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は別添のとおりである。

別紙

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 製鉄業
 - (2) 製鋼・製鋼圧延業
 - (3) 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）
 - (4) (1)から(3)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (5) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務
 - ロ 軽易な運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,230円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和9年1月1日

愛知地方最低賃金審議会
愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会委員名簿
 (令和8年8月21日現在)

公益代表委員

氏 名	現 職 等
鈴木 進也	いぶき法律事務所 弁護士
中山 徳良	名古屋市立大学大学院経済学研究科 教授
三品 信	中日新聞社 論説委員

労働者代表委員

氏 名	現 職 等
安達 一樹	日本労働組合総連合会愛知県連合会 労働条件局長
嶋野 俊博	大同特殊鋼労働組合 書記長
山本 圭介	日本製鉄名古屋労働組合 書記長

使用者代表委員

氏 名	現 職 等
岡安 良康	愛知県経営者協会 総務・企画部 部長
志治 泰光	小木曽工業株式会社 総務部 部長
富永 耕三	宮崎精鋼株式会社 執行役員管理本部長

(敬称略、五十音順)



令和 8 年 10 月 7 日

愛知地方最低賃金審議会

会 長 中 山 徳 良 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県輸送用機械器具製造業

最低賃金専門部会

部会長 長谷川 ふき子

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年8月5日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は別添のとおりである。

別紙

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、舶用機関製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
 - (2) 建設用ショベルトラック製造業
 - (3) (2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,208円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年12月16日

別添

**愛知地方最低賃金審議会
愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿**

(令和8年8月21日現在)

公益代表委員

氏 名	現 職 等
ハセガワフキコ 長谷川ふき子	成田・長谷川法律事務所 弁護士
ミシナマコト 三品 信	中日新聞社 論説委員
ミズノユカ 水野 有香	愛知大学経済学部 教授

労働者代表委員

氏 名	現 職 等
クロダユウキ 黒田 悠揮	全トヨタ労働組合連合会 労働条件局 局長
ナカムラマスオ 中村 増雄	愛知機械工業労働組合 執行委員長 日産労連 愛知地方協議会 議長
ニシオキヨト 西尾 清人	全トヨタ労働組合連合会 副会長

使用者代表委員

氏 名	現 職 等
コガケンゾウ 古閑 賢三	愛知県中小企業団体中央会 振興部長兼三河分室長
サトウヒデキ 佐藤 秀樹	盟和精工株式会社 取締役会長 名古屋中川鉄工協同組合 監事 愛鉄連健康保険組合 理事
ナカムラサトシ 中村 智	日進精機株式会社 代表取締役社長

(敬称略、五十音順)

最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和8年度版

単位：時間額、引上額(円)

区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効予定日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効予定日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効予定日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効予定日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効予定日)	引上額 (引上率)
愛知県最低賃金	845 (H2810.1)	25 (3.05)	871 (H29.10.1)	26 (3.08)	898 (H30.10.1)	27 (3.10)	926 (R1.10.1)	28 (3.12)	927 (R2.10.1)	1 (0.11)	955 (R3.10.1)	28 (3.02)	986 (R4.10.1)	31 (3.25)	1,027 (R5.10.1)	41 (4.16)	1,077 (R6.10.1)	50 (4.87)	1,140 (R7.10.18)	63 (5.85)	1,195 (R8.10.1)	55 (4.82)
目 安 額 (円) [引上率(%)]	25 (3.05)		26 (3.08)		27 (3.10)		28 (3.12)		示されず		28 (3.02)		31 (3.25)		41 (4.16)		50 (4.87)		63 (5.85)		54 (4.74)	
改定状況調査による 賃金上昇率 (%)	1.3		1.4		1.4		1.3		1.5		0.5		1.4		2.3		2.2		2.1		2.4	

区 分		時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)
特 定 最 低 賃 金	染 色 整 理 業	732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)	
	鉄 鋼 業	926 (109.6)	14 (1.54)	941 (108.0)	15 (1.62)	957 (106.6)	16 (1.70)	975 (105.3)	18 (1.88)	976 (105.3)	1 (0.10)	996 (104.3)	20 (2.05)	1,018 (103.2)	22 (2.21)	1,059 (103.1)	41 (4.03)	1,111 (103.2)	52 (4.91)	1,175 (103.1)	64 (5.76)		
	はん用機械器具 製 造 業	896 (106.0)	14 (1.59)	911 (104.6)	15 (1.67)	928 (103.3)	17 (1.87)	947 (102.3)	19 (2.05)	948 (102.3)	1 (0.11)	968 (101.4)	20 (2.11)	968 (R3.12.16)		968 (R3.12.16)		968 (R3.12.16)		968 (R3.12.16)		968 (R3.12.16)	
	精密機械器具 製 造 業	856 (101.3)	15 (1.78)	875 (100.5)	19 (2.22)	875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)	
	電気機械器具 製 造 業	867 (102.6)	15 (1.76)	883 (101.4)	16 (1.85)	901 (100.3)	18 (2.04)	901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)	
	輸送用機械器具 製 造 業	904 (107.0)	14 (1.57)	919 (105.5)	15 (1.66)	936 (104.2)	17 (1.85)	955 (103.1)	19 (2.03)	957 (103.2)	2 (0.21)	976 (102.2)	19 (1.99)	997 (101.1)	21 (2.15)	1,028 (100.1)	31 (3.11)	1,081 (100.4)	53 (5.16)	1,146 (100.5)	65 (6.01)		
	自動車(新車) 小 売 業	888 (105.1)	15 (1.72)	904 (103.8)	16 (1.80)	921 (102.6)	17 (1.88)	941 (101.6)	20 (2.17)	943 (101.7)	2 (2.17)	943 (R2.12.16)		943 (R2.12.16)		943 (R2.12.16)		943 (R2.12.16)		943 (R2.12.16)		943 (R2.12.16)	
	各種商品小売業	847 (100.2)	24 (2.92)	847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)	
	自動車(新車)・ 同 部 品 小 売 業	800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)	
	発 効 日※	(H28.12.16)		(H29.12.16)		(H30.12.16)		(R1.12.16)		(R2.12.16)		(R3.12.16)		(R4.12.16)		(R5.12.16)		(R6.12.16)		(R7.12.16)			

注) 網掛け箇所は当該年度での金額改正が行われなかったもの(カッコ内は発効日)

令和8年度特定最低賃金専門部会審議結果表

専 門 部 会 名	現行最賃額(円)	引上額 (円)	引上率 (%)	改定最賃額 (円)	発効日	部会結審日	部会審議結果	部会結審内容
愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1,175	55	4.68	1,230	令和9年1月1日	10月8日	▲	採決
愛知県輸送用機械器具製造業	1,146	62	5.41	1,208	令和8年12月16日	10月7日	●	採決

決定状況…○：全会一致 ●：使側反対 ▲：労側反対

愛知地方最低賃金審議会運営規程

令和4年7月1日改正

（目的）

第1条 愛知地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、愛知労働局長（以下「局長」という。）、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（小委員会）

第3条 会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

（委員の欠席）

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規程は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、議決書又は答申書を局長に提出するものとする。

(小委員会規程)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の委員長が当該小委員会に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年7月1日改正から施行する。

愛 知 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 検 討 小 委 員 会 運 営 規 程

第1条 この規程は、最低賃金の審議に係る検討小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか必要な事項について定めるものである。

第2条 委員会の構成は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれ3名とし、各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。

2 委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ前項の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときのほか、愛知労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、第1回会議は、局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

第4条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で速報するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 委員長は、会議の審議結果又は、審議経過について、必要に応じてすみやかに、愛知地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第8条 この運営規程に規定するもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会の議決に基づいて定めるものとする。

[附 則]

この規程は、平成13年 5月 8日から施行する。

[附 則]

この規程は、平成15年 3月 4日から施行する。

[附 則]

この規程は、令和 元年10月15日から施行する。

[附 則]

この規程は、令和 4年 7月 1日から施行する。

[附 則]

この規程は、令和 5年 7月 4日から施行する。

(案)
愛 知 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
検 討 小 委 員 会 運 営 規 程

第1条 この規程は、最低賃金の審議に係る検討小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか必要な事項について定めるものである。

第2条 委員会の構成は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれ3名とし、各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。

2 委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ前項の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときのほか、愛知労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、第1回会議は、局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

第4条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で速報するものとする。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の 権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の 権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 委員長は、会議の審議結果又は、審議経過について、必要に応じてすみやかに、愛知地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第8条 この運営規程に規定するもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会の議決に基づいて定めるものとする。

[附 則]

この規程は、平成13年 5月 8日から施行する。

[附 則]

この規程は、平成15年 3月 4日から施行する。

[附 則]

この規程は、令和 元年10月15日から施行する。

[附 則]

この規程は、令和 4年 7月 1日から施行する。

[附 則]

この規程は、令和 5年 7月 4日から施行する。

[附 則]

この規程は、令和 年 月 日から施行する。



令和 8 年 10 月 14 日

愛知労働局長
久 知 良 俊 二 殿

愛知地方最低賃金審議会
会 長 中 山 徳 良

愛知県の特定最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 8 年 8 月 5 日付け愛労発基 0805 第 1 号をもって貴職から諮問のあった下記最低賃金に係る標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 及び別紙 2 のとおりの結論に達したので答申する。

記

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号）
- 2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号）

別紙1

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

愛知県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 製鉄業
- (2) 製鋼・製鋼圧延業
- (3) 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）
- (4) (1)から(3)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (5) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務
 - ロ 軽易な運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,230円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和9年1月1日

別紙2

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

愛知県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、舶用機関製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (2) 建設用ショベルトラック製造業
- (3) (2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,208円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年12月16日